

## 建築各種申請べんり帳

### 1. 所管課等

1	建築確認 検査関係 (※①②)	<a href="#">飯能市 都市建設部 建築課</a>	TEL	042-973-2170
		〒357-8501		
		飯能市大字双柳1-1	E-mail	kenchiku@city.hanno.lg.jp
	建築確認 検査関係 (※①②以外)	<a href="#">埼玉県川越建築安全センター</a>	TEL	049-243-2746
		〒350-1124	FAX	049-243-3561
		川越市新宿町1-17-17 ウエスタ川越 4階	E-mail	r4321021@pref.saitama.lg.jp
2	開発許可 適合証明	<a href="#">飯能市 都市建設部 都市計画課</a>	TEL	042-973-2268
		〒357-8501		
		飯能市大字双柳1-1	E-mail	toshi@city.hanno.lg.jp
3	消防法	<a href="#">埼玉西部消防組合 飯能日高消防署</a>	TEL	042-973-9119
		〒357-0015	FAX	042-974-7213
		飯能市大字小久保291番地	E-mail	HP専用フォームより
4	道路 河川	<a href="#">飯能県土整備事務所</a>	TEL	042-973-2281
		〒357-0021	FAX	042-973-2286
		飯能市双柳75	E-mail	県お問い合わせフォームより
		<a href="#">飯能市 都市建設部 維持管理課</a>	TEL	042-986-5082
		〒357-8501		
		飯能市大字双柳1-1	E-mail	kenkan@city.hanno.lg.jp

※ 建築確認・検査関係の範囲

- ①-1 建築基準法第6条第1項第2号のうち、**木造**建築物で、以下の条件を全て満たすもの（知事の許可を必要とするものを除く）
- ・地階を除く階数が2以下
  - ・延べ面積300㎡以下
  - ・高さ16m以下
- ①-2 建築基準法第6条第1項第3号の建築物（知事の許可を必要とするものを除く）
- ② 建築基準法施行令第138条の工作物のうち、以下のもの（いずれも、①以外の敷地内に築造するものを除く）
- ・高さが6mを超え10m以下の煙突
  - ・高さが4mを超え10m以下の広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、その他これらに類するもの
  - ・高さが2mを超え3m以下の擁壁

### 2. 適用される各種条例等

1	建築基準法関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">埼玉県建築基準法施行条例</a></li> <li>・<a href="#">埼玉県建築基準法施行細則</a></li> <li>・<a href="#">埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例</a></li> <li>・<a href="#">(埼玉県建築物バリアフリー条例)</a></li> <li>・<a href="#">飯能市建築基準法施行細則</a></li> <li>・<a href="#">飯能都市計画飯能西台地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例</a></li> <li>・<a href="#">飯能都市計画双柳南部地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例</a></li> </ul>
2	都市計画法関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">飯能市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例・同施行規則</a></li> <li>・<a href="#">飯能市開発行為に関する指導要綱・同施行基準</a></li> </ul>
3	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">飯能市景観条例 (都市計画課)</a></li> </ul>

## 3. 設計に用いる条件

1	垂直積雪量	30cm
		ただし、H12告示1455号第2の式(※)により算出した数値が30cmを超える場合は、当該数値 (※) 垂直積雪量 (m) = 0.0005 × 標高 (m) + 0.28
2	地表面粗度区分	Ⅲ (H12建設省告示1454号第1)
3	基準風速 (Vo)	30m/秒 (H12建設省告示1454号第2)
4	庁舎所在地の緯度経度	東経 139° 19' (参考値：設計における緯度経度を指定するものではありません)
		北緯 35° 51' (参考値：設計における緯度経度を指定するものではありません)
5	日影規制の注意点	新築・増築を問わず、市街化調整区域に日影を生じさせる場合も、日影規制がかかります。 都市計画図の閲覧：飯能市 都市建設部 都市計画課 都市計画図の購入：飯能市 都市建設部 都市計画課

## 4. 区域の指定

1	建築基準法 法22条の指定区域	市街化区域全域 (防火・準防火地域除く)								
2	建築基準法第49条に 基づく特別用途地区	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th colspan="2">主な締結事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> </tbody> </table>			区域	主な締結事項		なし	なし	
		区域	主な締結事項							
なし	なし									
3	建築基準法第57条の 5に基づく高層住居 誘導地区	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用区域</th> <th>建蔽率の最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>			種類	適用区域	建蔽率の最高限度	なし	なし	なし
		種類	適用区域	建蔽率の最高限度						
なし	なし	なし								
4	建築基準法第58条に 基づく高度地区	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用区域</th> <th>高さの最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>			種類	適用区域	高さの最高限度	なし	なし	なし
		種類	適用区域	高さの最高限度						
なし	なし	なし								

5	建築基準法第59条に基づく高度利用地区	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th colspan="2">容積率の最高限度/最低限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">なし</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <th>建蔽率の最高限度</th> <th>建築面積の最低限度</th> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <th colspan="2">壁面の位置制限</th> </tr> <tr> <td colspan="2">なし</td> </tr> </tbody> </table>	地区	容積率の最高限度/最低限度		なし	なし		建蔽率の最高限度	建築面積の最低限度	なし	なし	壁面の位置制限		なし	
地区	容積率の最高限度/最低限度															
なし	なし															
	建蔽率の最高限度	建築面積の最低限度														
	なし	なし														
	壁面の位置制限															
	なし															
6	建築基準法第60条に基づく特定街区	<table border="1"> <thead> <tr> <th>街区</th> <th>容積率の最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <th>高さの最高限度</th> </tr> <tr> <td>なし</td> </tr> <tr> <th>壁面の位置制限</th> </tr> <tr> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	街区	容積率の最高限度	なし	なし	高さの最高限度	なし	壁面の位置制限	なし						
街区	容積率の最高限度															
なし	なし															
	高さの最高限度															
	なし															
	壁面の位置制限															
	なし															
7	建築基準法第68条の2に基づく地区計画	<p>根拠条例 飯能都市計画飯能茜台地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例 飯能都市計画双柳南部地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例</p> <p>問い合わせ 飯能市 都市建設部 建築課（042-973-2170）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区整備計画区域</th> <th>条例で定めている主な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飯能茜台地区</td> <td>用途・容積率・建蔽率・敷地面積・壁面の位置</td> </tr> <tr> <td>双柳南部地区</td> <td>敷地面積・壁面の位置</td> </tr> </tbody> </table>	地区整備計画区域	条例で定めている主な事項	飯能茜台地区	用途・容積率・建蔽率・敷地面積・壁面の位置	双柳南部地区	敷地面積・壁面の位置								
地区整備計画区域	条例で定めている主な事項															
飯能茜台地区	用途・容積率・建蔽率・敷地面積・壁面の位置															
双柳南部地区	敷地面積・壁面の位置															
8	建築基準法第69条に基づく建築協定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>主な締結事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	区域	主な締結事項	なし	なし										
区域	主な締結事項															
なし	なし															
9	建築基準法第86条に基づく一団地認定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地名地番</th> <th>団地名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大字中山字上町511-1他</td> <td>市営中山団地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大字矢風字滝沢632他(美杉台5-2)</td> <td>ビッグヒルズ飯能美杉台コンフォール21</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地名地番	団地名	備考	大字中山字上町511-1他	市営中山団地		大字矢風字滝沢632他(美杉台5-2)	ビッグヒルズ飯能美杉台コンフォール21						
地名地番	団地名	備考														
大字中山字上町511-1他	市営中山団地															
大字矢風字滝沢632他(美杉台5-2)	ビッグヒルズ飯能美杉台コンフォール21															
10	建築基準法施行令第80条の3に基づく特別警戒区域	<p><a href="#">1.飯能市土砂災害ハザードマップ</a></p> <p><a href="#">2.埼玉県河川砂防課ホームページ</a></p> <p>区域指定の関係図書は、飯能県土整備事務所及び飯能市防災危機管理課にて閲覧できます。</p>														

<p>都市計画法第58条の2に基づく地区計画 （建築基準法第68条の2に基づくものを除く）</p>	<p>問い合わせ 飯能市 都市建設部 都市計画課 (042-973-2268)</p> <table border="1" data-bbox="416 215 1385 824"> <thead> <tr> <th>地区計画</th> <th>地区整備計画で定める主な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飯能美杉台地区</td> <td>用途、高さ、形態、意匠、建蔽率、容積率、敷地面積、壁面の位置、垣・柵の構造</td> </tr> <tr> <td>飯能永田台地区</td> <td>用途、高さ、形態、意匠、敷地面積、壁面の位置、垣・柵の構造</td> </tr> <tr> <td>飯能双柳北部地区</td> <td>敷地面積、壁面の位置、垣・柵の構造</td> </tr> <tr> <td>岩沢北部地区</td> <td>用途、敷地面積、壁面の位置、垣・柵の構造</td> </tr> <tr> <td>岩沢南部地区</td> <td>用途、敷地面積、壁面の位置、垣・柵の構造</td> </tr> <tr> <td>飯能征矢町地区</td> <td>形態、意匠、壁面の位置、垣・柵の構造</td> </tr> </tbody> </table>		地区計画	地区整備計画で定める主な事項	飯能美杉台地区	用途、高さ、形態、意匠、建蔽率、容積率、敷地面積、壁面の位置、垣・柵の構造	飯能永田台地区	用途、高さ、形態、意匠、敷地面積、壁面の位置、垣・柵の構造	飯能双柳北部地区	敷地面積、壁面の位置、垣・柵の構造	岩沢北部地区	用途、敷地面積、壁面の位置、垣・柵の構造	岩沢南部地区	用途、敷地面積、壁面の位置、垣・柵の構造	飯能征矢町地区	形態、意匠、壁面の位置、垣・柵の構造
地区計画	地区整備計画で定める主な事項															
飯能美杉台地区	用途、高さ、形態、意匠、建蔽率、容積率、敷地面積、壁面の位置、垣・柵の構造															
飯能永田台地区	用途、高さ、形態、意匠、敷地面積、壁面の位置、垣・柵の構造															
飯能双柳北部地区	敷地面積、壁面の位置、垣・柵の構造															
岩沢北部地区	用途、敷地面積、壁面の位置、垣・柵の構造															
岩沢南部地区	用途、敷地面積、壁面の位置、垣・柵の構造															
飯能征矢町地区	形態、意匠、壁面の位置、垣・柵の構造															
<p>12 景観法第81条に基づく景観協定区域</p>	<p>問い合わせ 飯能市 都市建設部 都市計画課</p> <table border="1" data-bbox="416 909 1385 994"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>主な締結事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>		区域	主な締結事項	なし	なし										
区域	主な締結事項															
なし	なし															
<p>13 都市計画区域編入時期</p>	<p>飯能市(旧飯能町) 昭和19年5月31日</p> <p style="text-align: right;"><a href="#">都市計画図</a></p>															
<p>14 省エネルギー基準地域区分</p>	<p>問い合わせ 飯能市 都市建設部 建築課</p> <table border="1" data-bbox="416 1218 1385 1303"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>地域区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飯能市</td> <td>5地域</td> </tr> </tbody> </table>		市町村名	地域区分	飯能市	5地域										
市町村名	地域区分															
飯能市	5地域															

## 5. 適合証明の要否

1	都市計画法施行規則	都市計画区域（市街化区域）	開発区域の敷地面積 500㎡以上
	第60条の規定に基づく適合証明必要	都市計画区域（市街化調整区域）	開発区域の敷地面積 0㎡以上
		都市計画区域（非線引き区域）	—
		都市計画区域外	開発区域の敷地面積 1ha以上

## 6. その他の届出等

届出等		対象		時期	提出先
1	高層建築物等の 防災計画	高さ31mを超える建築物 建築基準法施行令第147条の2各号に掲げる建築物		確認申請の前まで	県建築安全課
2	建築物省エネ法	適合性判定申請	すべての建築物（平屋建てかつ200㎡以下の建築物（※4）を除く）	※3	※1 又は 登録省エネ判定機関
		性能向上計画認定申請	誘導基準（容積率特例）認定を希望する場合	認定を受ける目的により異なる	※1
3	建築物環境配慮制度 (CASSBEE埼玉 県)	床面積が2,000㎡以上の建築物		工事着工の21日前まで	川越建築安全センター
4	福祉のまちづくり条例	特定生活関連施設に該当する場合		工事着工の30日前まで	飯能市 都市建設部 建築課 (經由事務のみ)
5	建設リサイクル法	解体工事で床面積が80㎡以上 新築・増築等で床面積500㎡以上ほか		工事着工の7日前まで	※1 ただし、土木工事等は 川越建築安全センター
6	長期優良住宅	認定を希望する場合		工事着工の前まで	※1
7	低炭素建築物新築等 計画	認定を希望する場合		工事着工の前まで	※2
8	埼玉県屋外広告物条例	屋外広告物を掲出する場合		工事着工の前まで	飯能市 都市建設部 都市計画課
9	埼玉県中高層建築物 の事業報告	区域ごとに一定規模を超える建築物等		確認申請の前まで	飯能市 都市建設部 建築課 (經由事務のみ)
10	ふるさと埼玉の緑を 守り育てる条例	敷地面積1,000㎡以上		確認申請の前まで	西部環境管理事務所
11	小規模住戸形式集合 住宅の建築に関する 指導指針	床面積が25㎡未満の住戸又は住室を15以上有する建築物		建築事業報告書（中高層建築物）提出時 or確認申請書提出時	飯能市 都市建設部 建築課 (經由事務のみ)
12	飯能市景観条例	区域ごとに一定規模を超える建築物・工作物等		工事着工の30日前まで	飯能市 都市建設部 都市計画課

※ 各種届出は、適用除外となる場合があります。詳しくは、提出先までお問合せください。

※1 (一)下記に掲げる建築物： 飯能市 都市建設部 建築課

◇建築基準法第6条第1項第2号のうち、木造建築物で、以下の条件を全て満たすもの（知事の許可を必要とするものを除く）

- ・ 地階を除く階数が2以下
- ・ 延べ面積300㎡以下
- ・ 高さ16m以下

◇建築基準法第6条第1項第3号の建築物（知事の許可を必要とするものを除く）

(二)上記以外の建築物： 川越建築安全センター

※2 (※1(一))の建築物： 飯能市 都市建設部 建築課

(※1(二))の建築物： 埼玉県 建築安全課 (TEL 048-830-5519)

※3 適合性判定通知書の原本または写しを、建築確認申請書に添付する必要があります。

※4 建築基準法第6条第1項第3号に掲げる建築物